事　　務　　連　　絡

平成２７年３月６日

介護保険サービス事業所

（居宅介護支援事業所を除く）

　管理者　様

高松市健康福祉局長寿福祉部

介護保険課相談指導係

介護保険サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く。）に係る

変更届の取り扱いについて

標記について、介護保険法第７５条第１項、第７８条の５第１項、第８９条、第９９条第１項、第１１５条の５第１項及び第１１５条の１５第１項の規定に基づき、厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合には、変更後１０日以内に変更届を提出することとなっていますが、**「運営規程」における従業者の員数のみの変更**について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

１　内容　　　　（１）４月１日時点の従業者の員数が、前年４月１日の従業者の配置状況と比較して増減があり、下記（２）の条件を全て満たす場合は、４月１日の配置状況を４月末までに提出してください。この場合は、上記以外の時期に従業者の員数に係る変更届の提出の必要はありません。

　　　　　　　　（２）条件

1. 管理者の変更でないこと。
2. サービス提供責任者（訪問介護）の変更でないこと。
3. 介護保険法に基づく指定の更新を受けるものでないこと。
4. 人員基準等に係る減算がないこと。
5. 介護報酬算定体制に変更（加算、減算）がないこと。
6. 制度改正等により従業者に係る保有資格の確認が必要な場合や指導監

査の改善報告等により市が変更届の提出を求めていないこと。

２　適用日　　　　平成２７年　４月　１日

　　　　　　　　　ただし、平成２７年４月１日に、前回提出の内容から従業者の員数に変更があった場合は、従前どおり変更届を提出してください。

３　留意事項　　　（１）運営規程の記載について

　　　　　　　　　　　　運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正してください。（市への提出は年１回ですが、運営規程はその都度修正が必要です。）

　　　　　　　　　（２）新規事業者の取り扱い

　　　　　　　　　　　　新規事業者の指定の翌年度については、上記１（１）の「前年４月１日の従業者の配置状況」を「指定年月日の従業者の配置状況」と読み替えるものとします。

　　　　　　　　　（３）管理者又はサービス提供責任者（訪問介護）に変更が生じた場合の取り扱い

　　　　　　　　　　　　管理者又はサービス提供責任者の変更が生じた場合は、従来どおり、変更届の提出が必要です。その際に、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、必要書類を添付してください。この場合には、上記１（１）の「前年４月１日の従業者の配置状況」を「管理者又はサービス提供責任者の変更年月日」と読み替えるものとします。

　　　　　　　　　（４）指定の更新を受ける場合の取り扱い

　　　　　　　　　　　　指定の更新を受ける場合には、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、変更届の提出が必要です。

高松市健康福祉局長寿福祉部

介護保険課相談指導係

TEL　087-839-2326

FAX　087-839-2337